お知らせ

令和2年4月1日より、細呂木公民館の使用料 を次のとおり改定します。

区分	室名等	1時間あたりの使用料	
		改定後	改定前
		(円/時)	(円/時)
ホール・集会室等	小講堂	320 円	300 円
		(420)	(390)
会議室等	資料室 図書室	210	200
		(270)	(260)
	工作室 和室	260	250
		(340)	(320)
調理(実習)室	調理実習室	320	300
		(420)	(390)
体育館・講堂	体育館	420	400

備考 1 冷暖房設備を使用した場合は、上記表の()内の金額とする。

^{2 1}時間に満たない時間がある場合は、1時間として上記表の使用料を算定する。